

## 相模原市学校安全活動団体支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市立小学校及び義務教育学校における児童生徒の安全見守り活動団体(以下「団体」という。)の設立及び活動を支援することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる団体)

第2条 助成の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 構成員が10人以上で、市内在住者(市内に在勤・在学する者を含む。)が構成員全体の6割以上である団体
- (2) 次条に掲げる活動を、各月の登校日の概ね6割以上できる団体
- (3) 政治、宗教又は営利を目的としない団体
- (4) 1校1団体とし、学校長の推薦がある団体

(助成の対象となる活動)

第3条 助成の対象となる活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 登下校時の児童生徒の見守り活動
- (2) 学校から依頼された地区の防犯パトロール活動
- (3) その他児童生徒の安全見守りに関する各種活動

(助成額)

第4条 団体の活動に要する経費に対して、1団体につき年額2万円以内の助成を行うものとする。

(助成金の使途)

第5条 助成金の使途は、第3条に定める活動に要する消耗品等の購入に係る経費とし、教育委員会が別に基準を定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、団体の設立及び活動の支援について、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度分以後の補助金について適用する。